

## 2. 地域生活支援事業の見直しについて

### 【移動支援事業基準の見直し経過】

◇平成 30 年度

＜西東京市保健福祉審議会への諮問＞

移動支援の報酬単価の増額は、自己負担増につながる課題があることから、報酬改定の適否について、西東京市保健福祉審議会に諮問し、答申を受ける。

◇平成 30 年 8 月 22 日

＜陳情の提出、採択＞

移動支援基準の見直しについての陳情が提出され、全会一致で採択される。

◇現在

＜基準の見直しについての検討中、移動支援従業者養成研修の実施＞

○他自治体や事業所への調査等を行いながら、同事業の見直しに向け、調整中。

○ヘルパー不足の解消と支援の質の向上を図るため、移動支援従業者養成研修を実施。

### I 見直し内容

- |   |      |                       |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 報酬単価 | ・1時間あたりの報酬単価の見直し。     |
| 2 | 区分   | ・「身体介護あり」の対象範囲の見直し。   |
| 3 | 対象者  | ・身体障害者の要件を見直し、対象者を拡大。 |

※詳細は、【資料2-2】「移動支援事業の見直しについて」のとおり。

### II 効果

- i 報酬区分を見直すことにより対象者が利用したいときに利用できるようヘルパー不足の解消に努めます。
- ii 視覚障害者以外の身体障害者を対象に加えることで、障害者の社会参加の促進を図ります。

### III 移動支援従業者養成研修

- i 実施回数：2回（令和元年7月・10月）
- ii 研修後の支援にあたっている状況等について、追跡調査を行い、研修の効果を検証する予定です。